

令和7年度第18回教育委員会会議日程

開催期日 令和8年3月27日(金)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 教育長の報告
 - 日程第3 報告第33号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
 - 日程第4 報告第34号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
 - 日程第5 報告第35号 区域外就学認定の件(非公開)
 - 日程第6 議案第47号 就学指定校変更認定の件(非公開)
 - 日程第7 議案第48号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
 - 日程第8 議案第49号 芽室町立学校職員任免内申の件(非公開)
 - 日程第9 議案第50号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件
 - 日程第10 議案第51号 芽室町学校医委嘱の件
 - 日程第11 議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件
 - 日程第12 議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
 - 日程第13 議案第54号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
 - 日程第14 議案第55号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
 - 日程第15 議案第56号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件(非公開)
 - 日程第16 議案第57号 芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則廃止の件
 - 日程第17 議案第58号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件
 - 日程第18 議案第59号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則中一部改正の件
 - 日程第19 議案第60号 芽室町学校部活動地域展開推進計画(令和8年度~令和10年度)決定の件
- 追加日程第1 報告第36号 学校職員の処分の件(非公開)

閉 会

日程第3

報告第33号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度就学援助認定総括表(3月1日)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1		1		1		3
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
帯広栄小学校							0
合計	1	0	1	0	1	0	3 ^a

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0 ^b

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1		1		1		3
						0
						0
						0
						0
1	0	1	0	1	0	3 ^f

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0 ^g
f + g 合計			3

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0 ^c
a + b + c 合計				3

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0 ^d

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0 ^e
d + e 合計				0

令和7年度就学援助認定総括表

(令和8年3月1日現在)

申請世帯	114	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	98	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	97	世帯
経済的困窮世帯	39	世帯
児童扶養手当受給世帯	55	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	114	98	15	1	9.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	7	14	7	11	9	8	56
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	4	3	6	5	3	25
芽室南小学校							0
帯広栄小学校		1					1
合計	11	19	10	17	14	11	82

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	16	12	44
上美生中学校	1	2		3
芽室西中学校	4	3	2	9
合計	21	21	14	56
合計				138

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
3	9	5	6	6	1	30
						0
2	2	3	3	3	3	16
						0
						0
5	11	8	9	9	4	46

(中学校)

1年	2年	3年	計
8	6	8	22
	2		2
1	3	1	5
9	11	9	29
合計			75

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	1	1	1	1	3	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1		2			1	4
芽室南小学校			1				1
合計	2	1	4	1	1	4	13

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	2	2	6
上美生中学校				0
芽室西中学校	2		2	4
合計	4	2	4	10
合計				23

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○町民税非課税・減免世帯

上美生中学校 1年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 2人

令和7年度就学援助「新入学用品費入学前支給」認定総括表

(令和8年2月12日現在)

申請世帯	19 世帯
認定世帯	19 世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	19 世帯
経済的困窮世帯	10 世帯
児童扶養手当受給世帯	7 世帯
町民税非課税世帯	2 世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
生活福祉資金貸付世帯	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校	6						6
上美生小学校							0
芽室西小学校	2						2
芽室南小学校							0
合計	8	0	0	0	0	0	8

(中学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室中学校	8						8
上美生中学校							0
芽室西中学校	3						3
合計	11	0	0				11

合計 19

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室中学校							0
上美生中学校							0
芽室西中学校							0
合計	0	0	0				0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

新1年							計
3							3
							0
0							0
							0
3	0	0	0	0	0	0	3

(中学校)

新1年							計
1							1
							0
3							3
4	0	0					4

合計 7

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 4

報告第 3 4 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うことと
したので、報告します。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第5

報告第35号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・平二五政二四四・平二七政四二一・一部改正）

日程第 6

議案第 47 号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、決定しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

就学指定校変更許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 申請時において芽室町民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転居	小学校6年以上の学年 小学校5年以下の学年	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで※ 学期末まで	印鑑
2	転居予定		転居予定地の通学区域指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間	建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合		兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄または姉が卒業するまで	印鑑
4	身体的理由		病気治療または心身上の理由があり指定校への通学が困難な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校		在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等		教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

※小学校6年時に途中転居し、保護者が引き続き従前の住所地を通学区域とする中学校への入学を希望する場合についても同様とする。

適用年月日 平成25年3月1日

日程第 7

議案第 48 号

芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

令和 8 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No. 1

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
教育推進課教育総務係主査 (学校配置計画担当)	坂口 勝己	教育推進課長	

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
教育推進課長	佐々木 雅之	町長部局	子育て支援課長(兼)子どもセンター長(兼)児童クラブ所長(兼)児童館長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	藤澤 英樹	図書館長(兼)図書館係長	総務課総務係主査(記念史担当)

命(新)	氏名	旧(免)	備考
図書館長(兼)図書館係長	佐々木 博史	町長部局	高齢者支援課課長補佐(兼)在宅支援係長

令和8年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No. 2

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	金須智秋	教育推進課教育総務係長	高齢者支援課在宅支援係長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
教育推進課教育総務係長	村島志津佳	町長部局	住民税務課納税係長

日程第 8

議案第 49 号

芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）

令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う学校職員の任免について、内申しようとする
ものであります。

令和 8 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第9

議案第50号

芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件

芽室町学校教育推進協議会規則第2条第2項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校教育推進協議会委員委嘱（後任）予定者名簿

- 1 委嘱予定者 芽室南小学校長 新 町 洋 行
芽室中学校長 横 山 一 仁
- 2 委嘱期間 令和8年4月1日から審議終了まで
- 3 委嘱理由 退職・退任する学校長の後任として委嘱しようとするものであります。

芽室町学校教育推進協議会委員名簿

委嘱日 令和8年4月1日

	氏名	所属学校名等	備考
学識 経 験 者	西村 嘉博	元芽室町教育委員会教育長職務 代理者	
	太田 久恵	芽室幼稚園園長	
	小椋 孝雄	元芽室町議会議員	
	岩野 真志	社会教育委員	
校長会	横山 一仁	芽室中学校長	新規
連P	大丘 輝元	芽室西中学校	
地 帯 校 長 代 表	三寺 康裕	上美生小学校長（上美生）	
	新町 洋行	芽室南小学校長（伏古）	新規
	乙戸 貴宏	芽室西中学校長（市街地）	
校 下 保 護 者 代 表	丸 義太郎	芽室小学校	
	北密 大士	上美生小中学校	
	伊藤 洋人	芽室西小学校	
	谷口 智則	芽室南小学校	
	四方 孝明	芽室中学校	
	飛田 壯一郎	芽室西中学校	

○芽室町学校教育推進協議会規則

昭和39年3月6日教委規則第1号

改正

昭和49年7月2日教育委員会規則第3号

昭和52年9月30日教育委員会規則第3号

平成元年5月25日教育委員会規則第5号

平成12年3月28日教育委員会規則第6号

平成17年5月26日教育委員会規則第2号

芽室町学校教育推進協議会規則

(設置)

第1条 芽室町の総合的教育諸条件の整備促進及び児童生徒の学力向上をはかるため、芽室町教育委員会の諮問機関として、芽室町学校教育推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 この協議会は、芽室町教育委員会の委嘱する次の者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芽室町内校長会代表
- (3) 地帯校長代表
- (4) 各学校校下保護者代表
- (5) 芽室町連合PTA代表

2 前項の委員の委嘱は、必要な都度、教育長の推せんする者について選考の上行うものとする。

3 当該諮問に係る審議が終了したときは、委員を解職するものとする。

(役員)

第3条 この協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 役員は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する。

(特別委員)

第4条 この協議会に必要な応じ特別委員をおくことができる。

2 特別委員は、第2条の委員の中より委嘱する。

(会議)

第5条 この協議会は、会長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則 (昭和52年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年9月2日から適用する。

附 則 (平成元年教委規則第5号)

この規則は、平成元年5月25日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

日程第10

議案第51号

芽室町学校医委嘱の件

令和8年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

酒 井 英 二 （公立芽室病院）

相 馬 学 （公立芽室病院）

和 田 孔 明 （公立芽室病院）

高 橋 佳 史 （公立芽室病院）

亀 田 健 太 郎 （公立芽室病院）

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。
(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第 1 1

議案第 5 2 号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和 8 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校歯科医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

南 館 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）

日程第 1 2

議案第 5 3 号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

令和 8 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、
学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

曾 根 義 継

日程第13

議案第54号

芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件

令和8年3月31日付け任期満了に伴い、芽室町文化財保護条例第18条及び第19条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

文化財保護審議会委員名簿

氏名	住所	備考
安藤 功	芽室町上伏古6線4番地1	再任
波多野伸一	〃 東5条10丁目3番地16	再任
山根千恵子	〃 東9条6丁目3番地8	再任
菅谷 美央	〃 西2条南8丁目3番地4	再任
富田 明雄	〃 東3条2丁目1番地	再任

※ 任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

○芽室町文化財保護条例

昭和45年9月26日条例第39号

改正

昭和52年9月22日条例第40号

平成27年3月6日条例第12号

芽室町文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町（以下「町」という。）内に所在する文化財のうち、国又は道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝づか、古墳、城跡で歴史又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(町民、所有者等の心構え)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び町民は、文化財が貴重な町民的財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに、文化的活用に努力しなければならない。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第4条 芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）はこの条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との

調整に留意しなければならない。

(指定)

第5条 委員会は、町内に所在する文化財のうち国又は道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを町の文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をする場合はあらかじめ指定をしようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による町指定文化財がその価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 町指定文化財が町内に所在しなくなったとき、又は国若しくは道の文化財として指定をうけたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第7条 委員会は、前2条の規定により文化財を指定し、又は解除をしたときは、すみやかにその旨を告示するとともに所有者等に通知しなければならない。

(管理の義務)

第8条 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれらに基づく規則及び委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(所有者等の変更等)

第9条 町指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

2 町指定文化財の所有者等が氏名、名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

3 町指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

(滅失、き損等)

第10条 町指定文化財が次の各号の一に該当するときは、所有者等はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

(1) その文化財の全部又は一部が滅失、き損若しくは亡失したとき。

(2) その文化財の全部又は場所を変更しようとするとき。

(3) 町指定文化財である記念物の所在、地番、地名又は地積に異動があったとき。

第11条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の許可の条件として必要な指示を与えることができる。

3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わないときは、委員会は現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第12条 所有者等は、町指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ委員会に届出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2 委員会は、必要と認めるときは前項の修理等について必要な指導助言を与えることができる。

(管理保存の勧告等)

第13条 委員会は、町指定文化財の管理保存のため必要と認めるときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(調査及び報告)

第14条 委員会は必要と認めたときは、所有者等の同意を得て町指定文化財を調査し、又は所有者に対し、管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第15条 町が町指定文化財の保存及び記録作成並びに無形文化財の伝承者養成等のため必要と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受ける者に対し、その用途について必要な条件を付することができる。

(補助金の返還)

第16条 町が補助金を受けた者について、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた目的以外の用途に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の条件に従わないとき。

(3) 補助金を受けた文化財を他に有償で譲渡したとき。

(公開)

第17条 委員会は、町指定文化財の所有者等に対し、委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開によりその文化財が滅失、き損したときは、町は所有者等に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(文化財保護審議会)

第18条 文化財の保存及び活用について委員会の諮問に応ずるための芽室町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者の中から委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は2年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第21条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事)

第22条 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(審議会の事務)

第23条 審議会の事務は、委員会事務局で処理する。

(専門委員)

第24条 審議会は、専門事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(罰則)

第25条 町指定有形文化財を損壊し、棄損し、又は隠匿した者は、5,000円以下の罰金又は科料に処する。

第26条 町指定史跡、名勝、天然記念物の現状を変更し、またその保存に影響を及ぼ

す行為をして、これを滅失し、棄損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5,000円以下の罰金若しくは科料に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月6日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

日程第 1 4

議案第 5 5 号

芽室町スポーツ推進委員委嘱の件

令和 8 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町スポーツ推進委員名簿

氏 名	職 業	備 考
貫 田 正 博	農 業	再任
五十川 秀 子	主 婦	再任
橋 詰 義 宏	会 社 員	再任
大 熊 美 由 紀	団 体 職 員	再任
宿 谷 貴 博	会 社 員	再任
大 丘 輝 元	農 業	再任
小 山 恭 弘	無 職	再任
片 原 隆 介	無 職	再任
小 森 雄 造	会 社 員	新任
芹 澤 美 智	団 体 職 員	新任

※ 委嘱期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

改正

昭和41年4月22日教育委員会規則第2号
昭和44年5月1日教育委員会規則第1号
昭和53年4月1日教育委員会規則第4号
平成10年3月31日教育委員会規則第9号
平成12年3月28日教育委員会規則第11号
平成16年3月25日教育委員会規則第5号
平成24年3月30日教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 芽室町で行う社会体育、スポーツ振興事業の企画、推進に関すること。
- (2) 芽室町のスポーツ組織の育成拡充に努めること。
- (3) 教育関係機関その他行政機関、スポーツ団体のスポーツに関する事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (4) 各種の体育事業等を通じて体育の啓もう宣伝につとめること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年教委規則第4号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(芽室町教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 芽室町教育委員会行政組織規則(平成7年芽室町教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(芽室町教育委員会事務委任規則の一部改正)

3 芽室町教育委員会事務委任規則(昭和52年芽室町教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

日程第15

議案第56号

第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約第9条第2項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第12地区教科書採択地区（昭和39年5月4日付け北海道教育委員会告示第90号）内の町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、第12地区教科書採択教育委員会協議会と称する。

(協議会を設ける町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町村の教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 音更町教育委員会
- (2) 士幌町教育委員会
- (3) 上士幌町教育委員会
- (4) 鹿追町教育委員会
- (5) 新得町教育委員会
- (6) 清水町教育委員会
- (7) 芽室町教育委員会
- (8) 中札内村教育委員会
- (9) 更別村教育委員会
- (10) 大樹町教育委員会
- (11) 広尾町教育委員会
- (12) 幕別町教育委員会
- (13) 池田町教育委員会
- (14) 豊頃町教育委員会
- (15) 浦幌町教育委員会
- (16) 本別町教育委員会
- (17) 足寄町教育委員会
- (18) 陸別町教育委員会

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員18人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって充てる。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、円滑な運営に資するとともに責任を明確にするため、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 役員は、委員が互選する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議の運営)

第9条 会長は、協議会の会議の議長となる。

2 第11条に定める調査委員会の報告に基づき教科用図書を種目ごとに1種類決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。ただし、委員に事故があるときは、当該教育委員会が指定する代理人が出席するものとする。

3 前項の会議にあつては、原則として委員全員一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人を含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 第2項以外の協議を行う会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

5 前項の会議にあつては、出席委員の過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 協議会の会議は、非公開とすることができる。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 会長は、前条第3項の規定により教科用図書を選定したときは、遅滞なく関係町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

- 第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。
- 2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができる。
- 3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。
- 4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

(調査研究結果の報告)

- 第12条 調査委員会が協議会に調査研究の結果を報告する場合は、調査研究の経過、内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）、少数意見等を取りまとめた資料を作成し、行うものとする。
- 2 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。

第5章 議事録及び資料の公表

(議事録等の作成)

- 第13条 協議会は、協議の経過、採択の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備するものとする。

(公表の方法)

- 第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第1項の資料については、関係町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、遅滞なく公表するよう努めるものとする。
- 2 その他公表に当たって必要な事項は、協議会において定めるものとする。

第6章 経費の支弁の方法及び会計年度

- 第15条 協議会に関する経費は、関係町村教育委員会の負担金をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

日程第 16

議案第 57 号

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務
時間の特例に関する規則廃止の件

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特
例に関する規則を廃止しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則（令和2年教委規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日程第17

議案第58号

芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町学校給食センター条例施行規則（昭和49年芽室町教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第2項中「小学校児童 1食当たり 232円」を「小学校児童 1食当たり232円 ただし、要保護世帯以外については徴収しない。」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

給食費負担軽減交付金により令和8年度から小学校児童の保護者負担金を徴収しないものとし、関連する規則を改正するものであります。

なお、要保護世帯については法律に基づく支援を優先することとなり、保護者の負担はありません。

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(学校給食費)</p> <p>第6条の4 一略一</p> <p>2 学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第11条第2項の規定により保護者が負担する児童・生徒に係る学校給食費は前項の規定によらず次のとおりとする。</p> <p>小学校児童 1食当たり 232円 <u>ただし、要保護世帯以外については徴収しない。</u></p> <p>中学校生徒 1食当たり 282円</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>第2項</u>に規定する給食費は、次の各号のいずれかに該当したときは、これを減額することができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>5～7 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(学校給食費)</p> <p>第6条の4 一略一</p> <p>2 学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第11条第2項の規定により保護者が負担する児童・生徒に係る学校給食費は前項の規定によらず次のとおりとする。</p> <p>小学校児童 1食当たり 232円</p> <p>中学校生徒 1食当たり 282円</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>第1項</u>に規定する給食費は、次の各号のいずれかに該当したときは、これを減額することができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>5～7 一略一</p>

日程第18

議案第59号

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則中一部改正の件

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則の一部を改正しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町地域クラブ推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町地域クラブ推進協機会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域展開に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に係る仕組づくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は学校関係者その他関係団体等から教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員は12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の互選により選出し、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議長は会長が当たる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月13日決定)

説 明

部活動の地域展開においては「芽室町部活動地域移行推進協議会」を令和6年度に設置し、令和8年3月31日までを任期に協議を重ねてきたところではありますが、令和8年度以降はその体制を「芽室町地域クラブ推進協議会」と改め本事業の取組を進展させることから、関係する規則の一部を改正するものであります。

改正案	現行
<p>芽室町地域クラブ推進協議会設置規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町地域クラブ推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部活動の<u>地域展開</u>に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 部活動の<u>地域展開</u>に係る仕組づくりの検討に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の<u>地域展開</u>に必要な事項に関すること。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>3年</u>以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月13日決定)</u></p>	<p>芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町部活動<u>地域移行</u>推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部活動の<u>地域移行</u>に係る調査研究に関すること。</p> <p>(2) 部活動の<u>地域移行</u>に係る仕組づくりの検討に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の<u>地域移行</u>に必要な事項に関すること。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

日程第19

議案第60号

芽室町学校部活動地域展開推進計画（令和8年度～令和10年度）決定の件

芽室町学校部活動地域展開推進計画（令和8年度～令和10年度）について、決定しようとするものであります。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校部活動地域展開推進計画

(令和8年度～令和10年度)

令和8年3月

芽室町教育委員会

芽室町における部活動地域展開に向けたこれまでの経過等

中学校の部活動については、全国的に少子化が進展する中、学校単位での活動の維持が難しくなっており、子どもたちがやりたい活動を諦めざるを得ない状況が進んでおります。それに併せ、教員の長時間勤務の問題や指導する教員の不足等の状況から、従前と同様の体制で運営することが難しくなっております。

国としては、そのような状況から『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を令和4年12月に発出し、まずは令和5年度から令和7年度の期間を改革推進期間と定め『地域の子供たちは、地域で育てる』との意識のもと、地域の実情に応じた持続可能な体制整備を呼び掛けたところです。

これを受け、本町においても子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を整えるため、次のとおり取組を実施しました。

《主な取組内容》

◆令和5年度

- ・芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会の設置及び開催
- ・アンケート調査の実施（アンケートは別添）
- ・芽室町部活動の地域移行に関する推進計画（R5～R7年度）の策定
- ・講演会の実施（部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣）

◆令和6年度

- ・芽室町部活動地域移行推進協議会設置及び開催（R6.4.1～R8.3.31）
- ・町内中学校及び少年団の現況調査
- ・先進地視察及び情報交換（音更町、中札内村、鹿追町、登別市、安平町等）
- ・各種研修会への参加（北海道及び日本スポーツ協会等主催）
- ・講演会の実施（部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣）

◆令和7年度

- ・教育コーディネーターの配置
- ・町内中学校及び少年団の現況調査、情報交換
- ・先進地視察及び情報交換（浦幌町、池田町、中札内村、白糠町、東川町等）
- ・実証事業（移行モデル）の開始（R7.12 ゲートボール少年団）
- ・各種研修会への参加（北海道及び日本スポーツ協会等主催）
- ・芽室町部活動地域展開推進計画（R8～R10）の策定

国では令和7年12月に新たに『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』を発出し、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とし、原則として全ての学校部活動において地域展開を目指すものとして指針が出されました。

芽室町においても、ガイドラインや他地域の先進事例等を参考に地域の実情に応じた地域展開の実現を目指すものであります。

目次

I	はじめに	頁
1	部活動の意義	1
2	芽室町の部活動を取り巻く状況	1
3	部活動の地域展開の目的	4
4	計画の位置づけと推進体制等	4
II	教育委員会の取組とスケジュール	頁
1	芽室町地域クラブ（仮称）の設置及び取組全体のコーディネート	5
2	段階的な地域展開の推進	5
3	地域クラブ活動の育成と支援	6
4	地域の指導者の確保と育成	6
5	情報発信と理解促進	7
6	芽室町地域クラブ（仮称）の設立・運営	8
7	スケジュール（ロードマップ）	10

部活動地域展開に関する推進計画

I はじめに

1 部活動の意義

部活動は、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ貴重な機会であり、生徒の自主的・主体的な参加を通じて、責任感、連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築や自主性の育成、意欲の向上にも寄与してきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、望ましい人間関係の構築や自己肯定感の高揚など、生徒の人間形成に関して重要な役割を担うとともに、学校への信頼感を高め、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきたところです。

本町においても、各学校で精力的に行われてきた部活動ですが、少子化の進行により、学校単位での部活動の維持が徐々に難しくなりはじめたことに加え、学校における働き方改革の推進を背景として、部活動の在り方について様々な観点からその意義や価値等が論じられるようになりました。大会が切磋琢磨の機会となり、競技力向上等に寄与してきたとの声がある一方、大会で上位の成績を目指すことが練習の長時間化・過熱化に繋がっているなど、様々な意見があります。

このような中、国のスポーツ基本計画（令和4年文部科学省）では、子どもにとっても大人にとっても「多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人との触れ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれる等、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられている」とされており。また、文化芸術推進基本計画（令和5年閣議決定）では、「文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感情を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること」や「文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること」などとされ、部活動の意義を継承・発展させ、さらに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要となっています。

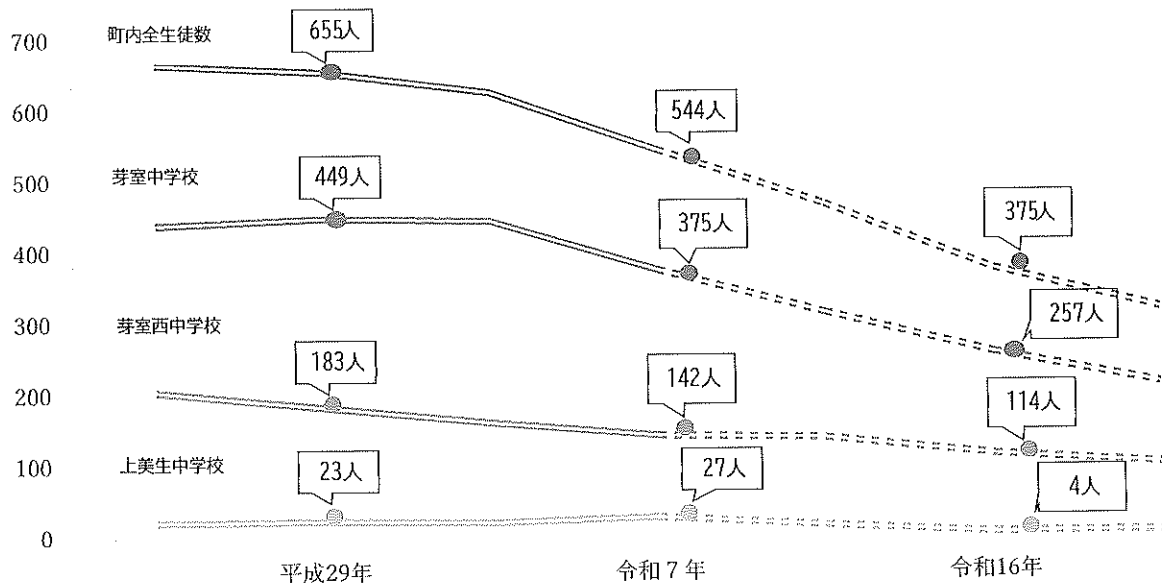
2 芽室町の部活動を取り巻く状況

(1) 中学校生徒数の推移

全国的な少子化を背景に、町内の中学校生徒は平成29年度から令和7年度までの8年間で15%以上減少しており、今後も急激な減少傾向が続いていくと推計しています。

中学校に配置される教員数は、学級数を基礎として決定されるため、生徒数の減少が学級数の減少に直結し、部活動の指導に当たることのできる教員も少なくなることから、多様な種目の部活動を設置していくことが難しくなっています。

芽室町立中学校の生徒数の推移



(2) 部活動の設置・参加状況 (令和7年5月現在)

現在、町内の中学校には、スポーツ系と文化系を合わせると3校で11種目、26部が設置されております。3中学校の全校生徒数544人に対し418人(約77%)の生徒が参加している状況にあります。

また、各中学校では、主担当として直接指導する教員や、副担当として運營業務を担う教員など、学校内で役割分担をしながら、全ての教員が部活動に携わって部活動を支えているところです。

部活動の設置・参加状況				(令和7年5月現在)
スポーツ系	バドミントン (4部 72人)	バレーボール (3部 50人)	柔道 (1部 18人)	ソフトテニス (2部 29人)
	バスケットボール (5部 43人)	野球 (3部 34人)	サッカー (2部 29人)	陸上 (2部 44人)
	アイスホッケー (1部 2人)			
文化系	吹奏楽 (2部 52人)	創作 (1部 45人)		

部活動の詳細は、次ページ)

(3) 芽室町立中学校の設置部活動の詳細

《単独部活動》

①芽室中学校

	部活動名	部員数
1	バドミントン部	34名
2	男子バレーボール部	18名
3	女子バレーボール部	24名
4	女子ソフトテニス部	22名
5	柔道部	18名
6	吹奏楽部	26名
7	創作部	45名
	合 計	187名

②芽室西中学校

	部活動名	部員数
1	男子バドミントン部	12名
2	女子バドミントン部	14名
3	男子バスケットボール部	12名
4	吹奏楽部	26名
	合 計	64名

③上美生中学校

	部活動	部員数
1	バドミントン部	12名
	合 計	12名

《合同部活動》

	部活動名	合同学校名	部員数
1	野球部	芽室中・芽室西中・上美生中	34名
2	サッカー部	芽室中・芽室西中	29名
3	男子バスケットボール部	芽室中・上美生中	17名
4	女子バスケットボール部	芽室中・芽室西中	14名
5	陸上部	芽室中・芽室西中	44名
6	女子バレーボール部	芽室西中・鹿追中	8名 (芽西中生徒数)
7	アイスホッケー部	芽室中・御影中・清水中	2名 (芽中生徒数)
	合 計		148名

《拠点校部活動》

	部活動名	拠点校名	部員数
1	男子ソフトテニス部	上美生中	7名
	合 計		7名

3 部活動の地域展開の目的

部活動の地域展開は、生徒一人ひとりの成長を促しながら、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することに軸足を置き、生徒の意欲や興味関心、また、障害のある生徒のニーズや志向にも応えられる多種多様な体験と学びの環境を整備することを目的とします。

そのためには、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を目指し、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要です。

また、部活動は学校教育の一環として、これまで教員の献身的な活動に支えられてきましたが、部活動の地域への展開を通じて「学校における働き方改革」を前進させることは、教員のワークライフバランスの実現と教育活動の更なる充実に繋がります。

併せて、部活動を対象としたこの取組は、将来的には中学生だけでなく全世代を対象とした総合的な生涯スポーツ、生涯学習環境を地域全体で支える基盤づくりにも繋がります。

4 計画の位置付けと推進体制等

国は、令和4年12月に「部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開について、令和5年度から令和7年度までの3年間で「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める」としており、北海道では、令和5年に策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」において、道内部活動の地域展開が円滑に進むよう定めています。

現在、国は、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」に位置付け、令和8年度から令和10年度を「前期」、令和11年度から令和13年度を「後期」とし、休日の部活動においては、改革実行期間内に原則、全ての部活動を地域へ展開することを目指すものとし、平日の部活動は、課題を解決しつつ更なる改革の推進に向け、まずは国において実現可能な活動の在り方などを検証する考えであります。

また、前期終了時には、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する考えであり、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととしています。

芽室町教育委員会としては、指導の一貫性や生徒の安心感を優先し、活動日による区分を設けずに一体的な地域展開を図ることを基本とし、現在取組を進めている部活動指導員等の配置などによる地域連携の強化を着実に進めながら、運営実態や支援体制、地域人材の有無など、それぞれ事情の異なる全ての部活動が円滑に地域との連携関係を構築できるよう「芽室町学校部活動地域展開推進計画」を策定することとしました。

本計画は、生涯にわたり子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保に向けた具体的な取組とスケジュールを示すものであり、国や北海道の取組状況や本町における地域展開の進捗状況を確認・検証しながら、適宜必要な見直しを図ります。

II 教育委員会の取組とスケジュール

1 芽室町地域クラブ（仮称）の設置及び取組全体のコーディネート

これまで行ってきた部活動を地域との連携・協働を基盤とした地域クラブ活動へと展開するためには、地域展開の取組全体をコーディネートする必要があります。

地域クラブを支える地域の多様な協力団体、運営主体の確保や指導者の発掘・育成をはじめ、学校との連絡調整、各地域クラブの運営状況の把握、学校や公共施設等の活動場所の調整や斡旋、体罰、ハラスメント行為に関する相談窓口の設置などに加え、新たに設置する地域クラブ活動に対しては、活動費の徴収、各種大会等への参加手続、事故、トラブルへの対応など実務的な活動のマネジメントに対する支援が必要となります。

芽室町教育委員会は事業の責任主体としては、幅広い関係者との連携、協働の下、地域展開が円滑に進むよう全体のコーディネーター役として取組を進めます。

2 段階的な地域展開の推進

これまで基本的に学校施設で教員を中心に行われてきた部活動を地域に展開していく上で、個々の活動の状況によっては、地域の活動に展開することが難しい場合も想定されます。

大きな環境の変化が生徒にとって不安要素となることも想定されることから、地域における活動について理解を得ながら段階的に地域クラブ化を図ることで、生徒も保護者も安心して、新たな活動のスタートラインに立てるものと考えています。

地域展開の段階的な取組として、次のとおり実施することを考えております。

(1) 拠点校方式の導入拡大

少子化の進行により学校単位での部活動の維持が困難になっていくことが想定されます。特に影響が大きいと考えられるのが、団体で活動する種目です。

これまでは、それぞれの学校の部活動が合同でチームを編成するのが主流でしたが、1つの学校をその種目の拠点とし、他の学校の生徒も自由に参加できる「拠点校方式」の導入を進め、必要に応じて地域の指導者の協力も得ながら、教員の過度な負担の軽減を図るなど、学校の枠にとらわれない活動の基盤づくりを進めます。

拠点校方式を導入することは、拠点校以外の教員の負担軽減にも繋がります。

(2) 部活動指導員の配置による地域に根差した指導体制の構築

現在、部活動は学校教育の一環として取り組まれており、各学校では部活動を通して望ましい生徒指導も行われています。十分にコミュニケーションが取れている教員が指導に当たることで、生徒は安心して活動に注力でき、その教育的効果に期待する保護者も少なくありません。

一方で、未経験の教員が指導に当たらなければならない場合があることや、定期的な異動により指導の一貫性が保たれない等の意見があることに加え、保護者からは部活動に関する教員の過度な期待や負担を心配する声も上がっています。

地域展開はこれらの課題に対する一つの方策になり得るものであり、生徒や保護者の不安感を軽減するとともに、継続的な地域人材の発掘・育成を進めるため、まずは部活動の指導に対し、専門性の高い人材として「部活動指導員」及び「地域クラブ指導員」、その活動のサポートを担う人材として「地域クラブサポーター」を配置するなど、地域に根差した指導体制の構築を行います。

3 地域クラブの育成と支援

(1) 生徒の多種多様なニーズに応える運営主体の整備

既存の部活動を地域が主体となった活動に展開するために、町内の体育会、競技団体、少年団、文化協会、民間事業者等に加え、学校運営協議会、保護者等、学校と関係する多種多様な組織・団体等も想定し、それぞれの活動の実情に配慮しながら、連携・協議していくことが必要となります。

また、レクリエーション的な活動等に加え、これまでの部活動の様式にとらわれない休日みの活動や複数の活動に並行して参加できる活動体制、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の多種多様なニーズに応える環境の整備も同時に進めていくことを検討します。

(2) 地域クラブの認定による適切な運営の促進

生徒や保護者が安心して地域クラブ活動に参加できるようにするために、地域クラブを運営する組織・団体等は、生徒の健康と学校生活とのバランスに配慮するとともに運営体制や活動方針、活動費等に関する情報開示、適切な指導者の配置と報酬額の設定など一定の水準を満たす組織・団体であることが求められます。

また、学校との密接な連携関係の構築、事故発生時の対応マニュアルの共有など、部活動の地域の受け皿として認める基準の整備を進めることとし、認定を受けた団体(認定地域クラブ活動)に対しては、財政支援や学校施設の優先利用等の支援について、国が示す認定要件等を参考に検討します。

4 地域の指導者の確保と育成

(1) 指導者確保に向けた登録などの効果的な手法の検討

部活動指導員や地域クラブ活動の指導者には、地域の様々な専門的団体等の構成員のほか、教員の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、競技・活動経験者、地域おこし協力隊等の地域人材の登用が想定されますが、様々な種目に対応した指導者を十分に確保するのは困難な状況にあります。

このため、町内の関係団体等への周知と並行して、国の「指導者登録制度」や北海道の「部活動サポーターバンク」の活用も検討するとともに、町独自の「人材バンク」の整備などについても検討・設置を進めます。

(2) 生徒の発達段階やニーズに応じた指導者の育成

地域クラブの指導者には、専門性の高い技術的な指導力に加え、教育的側面にも十分に配慮することが求められます。安心して地域クラブ活動に参加するためには、指導者が生徒の心身の状態を把握し、適切な休養の確保や過度な練習の防止に配慮するとともに、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態などに関する知識、体罰やハラスメント行為に対する正しい認識を有していることが必要となります。

このため、生徒の成長を支えるにふさわしい各種研修機会を提供するとともに、専門的知見を有する教員等と連携しながら進められるよう検討します。

(3) 兼職兼業制度など多様な働き方の普及促進による指導機会の確保

教員の部活動指導に関する過度な負担を軽減し、学校教育活動を充実させることも地域展開の目的の一つですが、部活動の指導を希望する教員については、地域展開後も引き続き地域クラブ活動の指導に当たることができるよう環境の整備を進めます。

また、他の官公署や民間企業においても、地域展開の本旨を踏まえ兼職兼業等の許可に関して積極的な協力が得られるよう、働きかけを進めます。

5 情報発信と理解促進

(1) 町の取組の状況や地域クラブ活動などの幅広い情報発信

地域展開の取組には、関係団体、学校、保護者、地域住民との連携が重要であることから、地域での説明会の開催や広報、ホームページなどを通じ情報を発信します。また、少子化の中でも子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を地域ぐるみで確保するという観点から、実際の活動状況なども積極的に発信し、関係者だけでなく町民全体の理解を得ながら取組を進めます。

(2) 地域展開に伴う保護者の負担等に関する理解の促進

地域クラブ活動の維持・運営に必要な活動費は、原則としてそれぞれの運営団体、運営主体の会費収入で賄うことが想定され、活動場所や時間の変更等による保護者への負担が増加することも想定されます。

そのため、新たに発生する負担を最小限にするため、国等の補助事業を最大限活用し、子どもたちが地域クラブ活動に積極的に参画できるよう取組を進めます。

(3) 大会参加補助、施設利用料の減免等の制度設計

地域クラブ活動は、学校における部活動の教育的意義を継承した学校の教育課程外の活動として位置付けられていることを踏まえ、地域クラブの会員、指導者を各種大会参加補助等の対象にすることを検討するとともに、学校や公共施設等の利用料を減免する等、部活動と同等の財政的支援を行えるよう、取り組んで参ります。

6 芽室町地域クラブ（仮称）の設立・運営

芽室町教育委員会では、令和 11 年 4 月までに全ての部活動が広く地域に展開し、地域全体で支えていく活動体制への整備を進めます。

「芽室町地域クラブ（仮称）」が運営主体となり、学校や地域、町が連携し、地域で活動する各種団体の協力を得ながら、子どもたちが継続的に地域スポーツ及び文化芸術活動に親しむことができる体制づくりを目指します。

◆ 9 ページ・・・芽室町地域クラブ（仮称）想定図

◆ 10 ページ・・・スケジュール（ロードマップ）

■ 「芽室町学校部活動地域展開推進計画」に関連する計画等

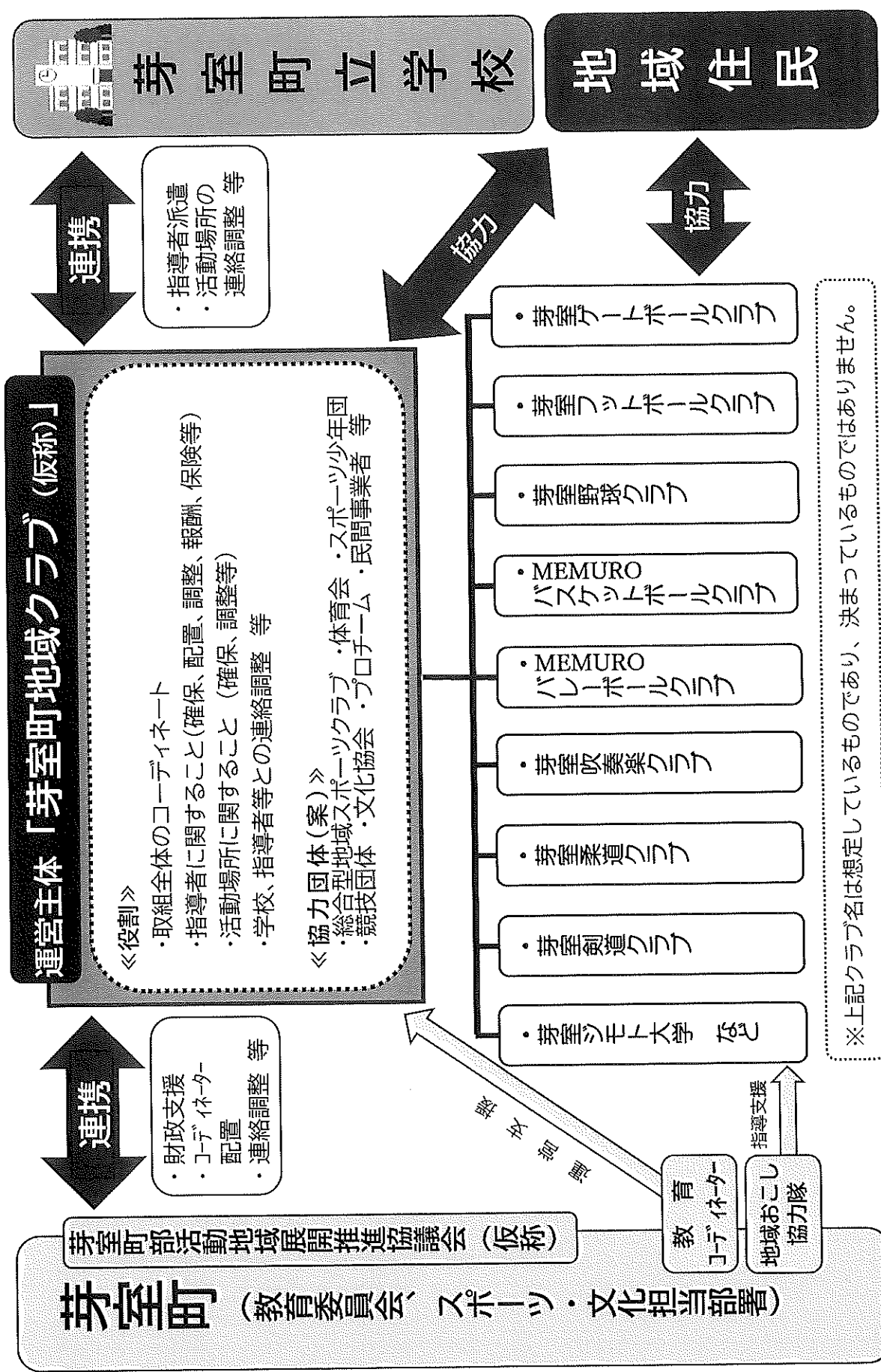
第 5 期芽室町総合計画

芽室町教育大綱/第 2 期芽室町教育振興基本計画/第 2 期芽室町社会教育推進中期計画

芽室町立学校における働き方改革推進プラン

芽室町の部活動の在り方に関する方針

「茅室町地域クラブ(仮称)」想定図



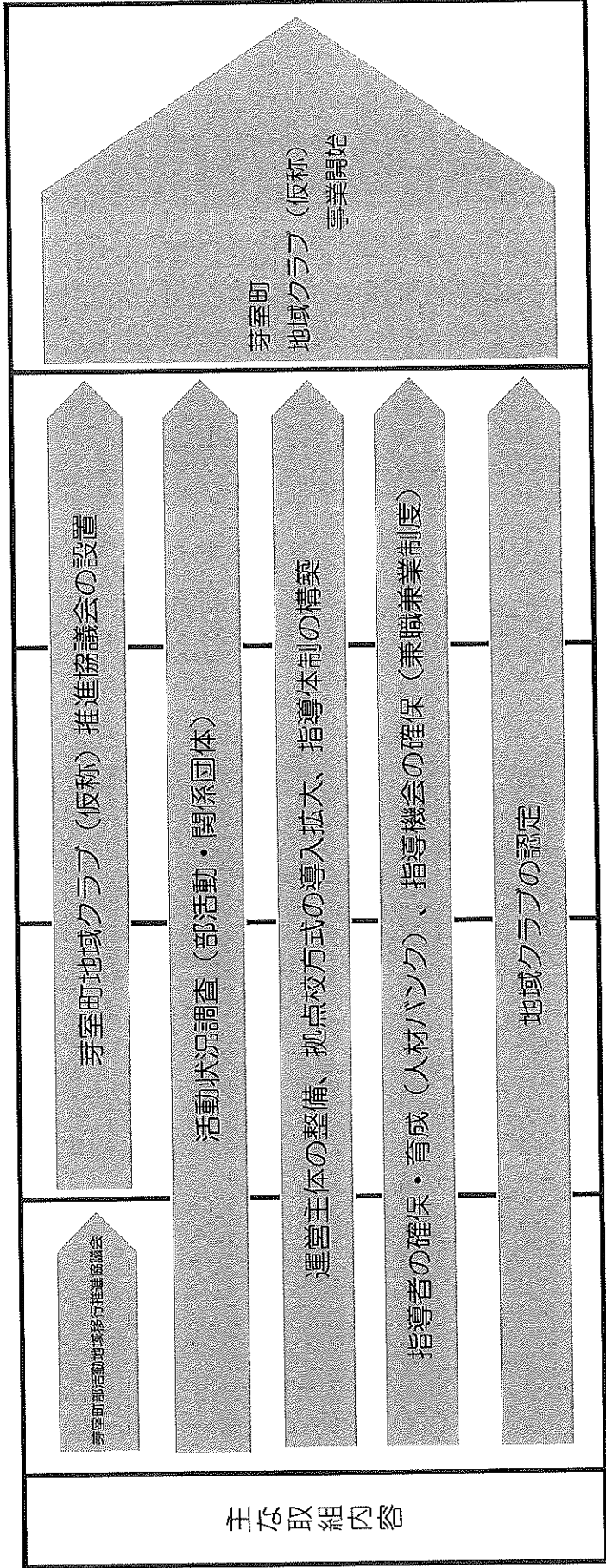
※上記クラブ名は想定しているものであり、決まっているものではありません。

7 スケジュール(ロードマップ)



国	改革推進期間 R5～R7	改革実行期間 R8～13 (後期：R11～R13) (1) 休日・・・改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において地域展開の要項を目標とする (2) 平日・・・各種課題を解決しつつ、更なる改革の推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方を検証）
茅渚町	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施 推進協議会の発着及び開催 実証事業の実施・検証（R7.12月～アンケート実施） 国や道の動向確認 関係要綱等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 運営主体の選定及びコーディネーター 部活動地域展開の推進 地域クラブの育成及び支援 指導者の確保及び育成 情報発信及び理解促進
		<ul style="list-style-type: none"> 運営主体の選定及びコーディネーター 部活動地域展開の推進 地域クラブの育成及び支援 指導者の確保及び育成 情報発信及び理解促進
		<ul style="list-style-type: none"> 運営主体の選定及びコーディネーター 部活動地域展開の推進 地域クラブの育成及び支援 指導者の確保及び育成 情報発信及び理解促進
		<ul style="list-style-type: none"> 運営主体の選定及びコーディネーター 部活動地域展開の推進 地域クラブの育成及び支援 指導者の確保及び育成 情報発信及び理解促進

<目指す方向性>
 ○令和11年4月までにすべての学校部活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく活動体制への整備を進める。

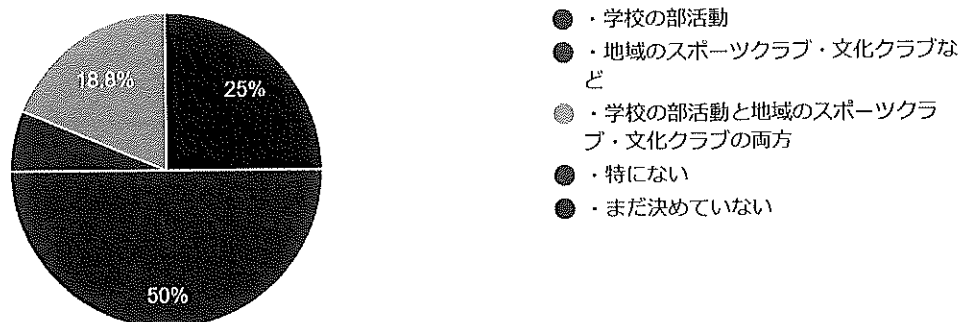


主な取組内容

部活動の地域移行に関するアンケート調査

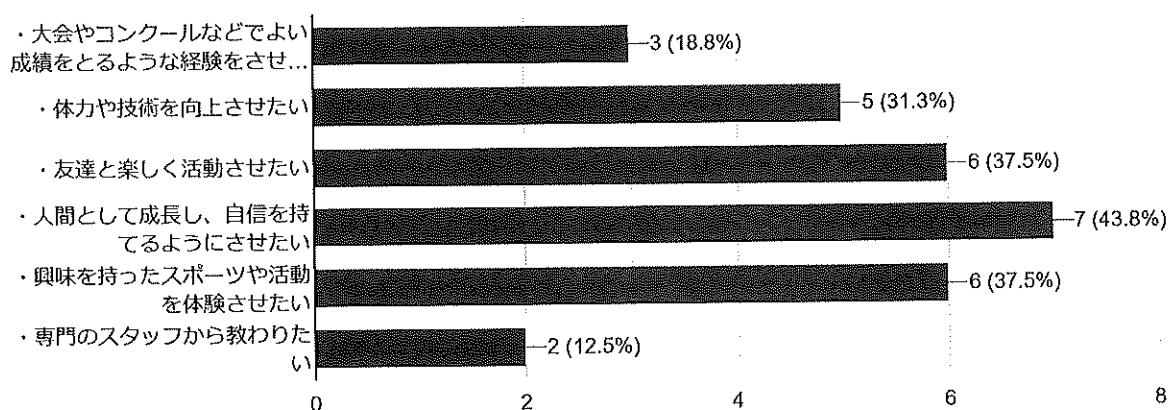
- 1 実施期間 令和6年1月15日～1月31日
- 2 調査対象 小学生保護者
- 3 対象者数 337名
- 4 回答者数 16名
- 5 回答率 4.74%

Q1. お子さんが中学校に入った際に、放課後に参加させたいスポーツ・文化活動はありますか。
16件の回答



Q2. 学校の部活動、または地域のスポーツクラブ・文化クラブに参加させたい場合、参加させる目的として、あなたの考えに近いものはどれですか。2つまで選んでください。

16件の回答



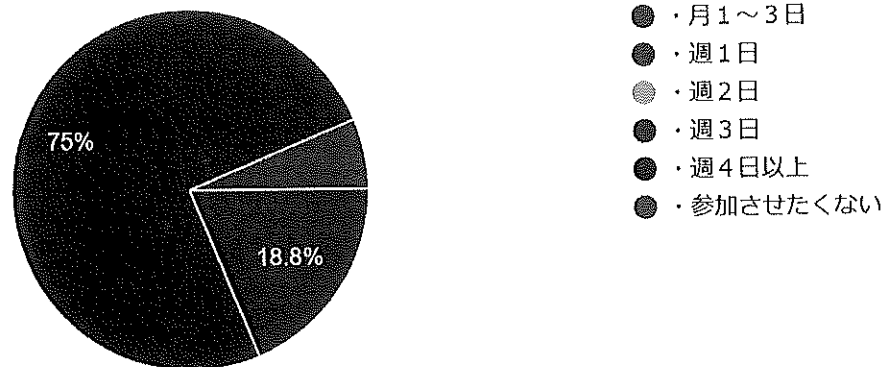
保護者が子どもを放課後の活動へ参加させる目的として、小学校高学年保護者・中学校保護者ともに、「人間として成長し、自信を持てるようにさせたい」が第1位、「友達と楽しく活動させたい」が第2位と、同じ傾向の回答となりました。

Q3. 中学校に入った際に、放課後に参加させたい種目・活動はどのようなものですか。
(例：サッカー、水泳、書道)

- ・吹奏楽部 ・サッカー ・バレーボール ・バドミントン ・テニス
- ・バスケットボール ・野球 ・ゲートボール ・陸上
- ・親としては、本人の技量に合う体力がつくもの

Q4. どれくらいの日数、放課後の活動に参加させたいですか。あなたの考えに近いものを選んでください

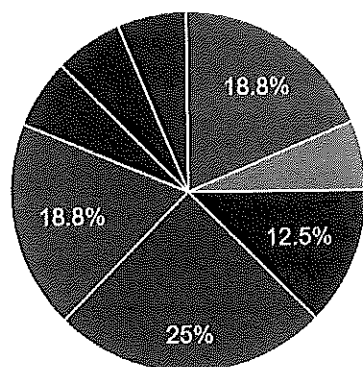
16件の回答



放課後の活動日数について、週4日以上が75%、週3日が18.8%であり、多くの小学校高学年保護者が、放課後の活動が一定量あることを望んでいます。

Q5. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、許容できる費用感（年額）をお知らせください。

16件の回答



- ・ 2,000円以下
- ・ 4,000円以下
- ・ 6,000円以下
- ・ 8,000円以下
- ・ 10,000円以下
- ・ 15,000円以下
- ・ 20,000円以下
- ・ 25,000円以下
- ・ 30,000円以下
- ・ 35,000円以下
- ・ 40,000円以下
- ・ 40,000円以上でもよい
- ・ 参加させたくない

上位項目

- ・ 15,000 円以下：25%
- ・ 20,000 円以下：18.8%
- ・ 40,000 円以上でもよい：18.8%

部活動の地域移行に関するアンケート調査

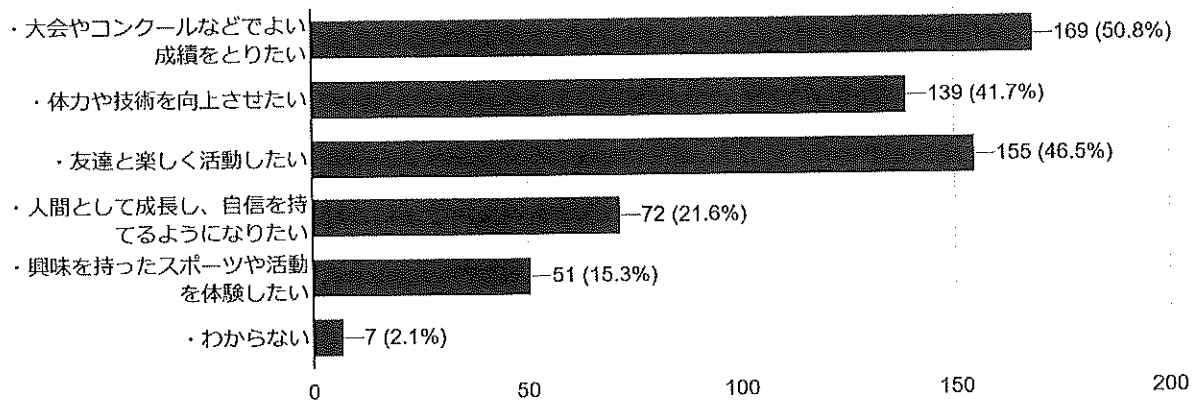
- 1 実施期間 令和6年1月15日～1月31日
- 2 調査対象 中学1～3年生
- 3 対象者数 550名
- 4 回答者数 476名
- 5 回答率 86.54%

Q1. 現在、放課後に参加しているスポーツ・文化活動について、次の中から選んでください。
476件の回答



Q2. 学校の部活動、または地域のスポーツクラブ・文化クラブに参加している場合、参加する目的として、あなたの考えに近いものはどれですか。2つまで、選んでください。

333件の回答

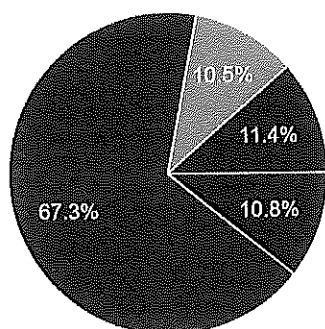


Q3. 現在、放課後に参加している活動はどのようなものですか。(333 件の回答)

- ・バドミントン
- ・陸上
- ・野球
- ・吹奏楽
- ・サッカー
- ・創作
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・ソフトテニス

Q4. 学校の部活動に参加している人に聞きます。部活動の休養日（部活動が休みの日）について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んでください。

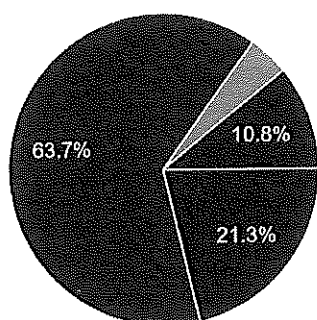
333 件の回答



- 今よりも休みが多い方がよい。
- 今と同じでよい
- 今よりも休みが少ない方がよい
- 部活動には参加していない

Q5. 学校の部活動に参加している人に聞きます。部活動の活動時間について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んでください。

333 件の回答

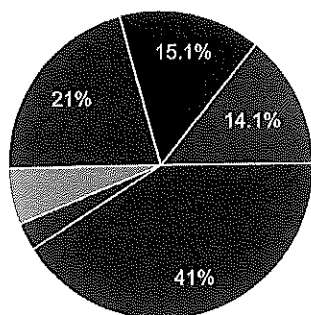


- 今よりも活動時間が長い方がよい
- 今と同じでよい
- 今よりも活動時間が少ない方がよい
- 部活動には参加していない

部活動の休養日、活動時間について、「今と同じでよい」と答える生徒が67.3%・63.7%と最も多く、7割弱の生徒が今の部活の活用量を適していると考えていることがわかります。

Q6. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、どのような活動があったら参加したいですか。

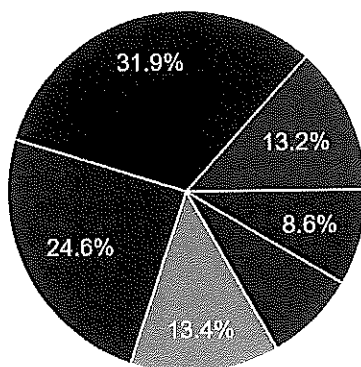
476 件の回答



- ・今まで活動してきたスポーツ・文化活動と同じ活動
- ・スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動
- ・いろいろな種目を体験できる活動
- ・楽しむことを目的とした活動
- ・学校の部活動にはない種目を体験できる活動 (例: 茶道、ダンス、スノーボード等)
- ・参加したくない

Q7. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、どれくらいの日数参加したいですか。あなたの考えに近いものを選んでください。

476 件の回答



- ・月1~3日
- ・週1日
- ・週2日
- ・週3日
- ・週4日以上
- ・参加したくない

部活動の地域移行後の活動や活動量について、今までと同じ活動や活動量をイメージしている生徒が3~4割と最も多く、今の部活動をベースに考えていることがうかがえますが、反面、部活動にはないいろいろな種目の体験や、月1~3日の活動への参加など、多様な考え方が一定数あることがわかります。また、「参加したくない」生徒が13~14%いることがわかります。

部活動の地域移行に関するアンケート調査

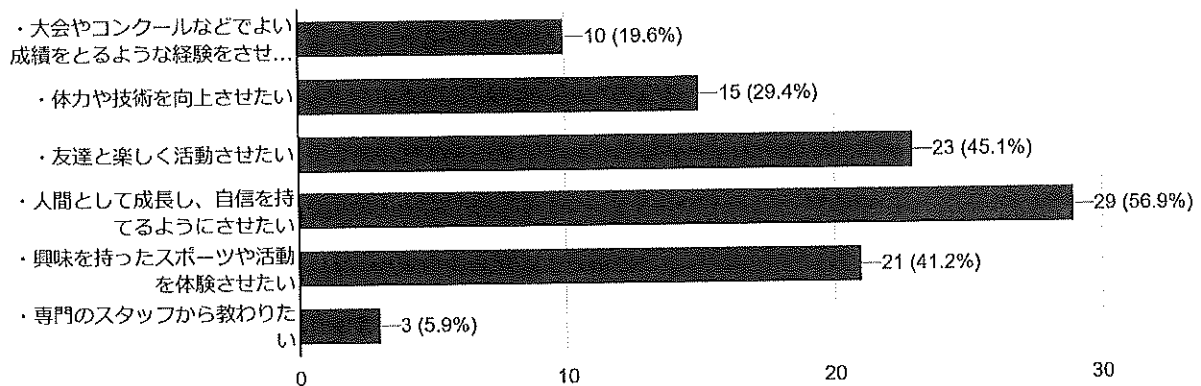
- 1 実施期間 令和6年1月15日～1月31日
- 2 調査対象 中学生の保護者
- 3 対象者数 550名
- 4 回答者数 59名
- 5 回答率 10.72%

Q1. 現在、お子さんが放課後に参加しているスポーツ・文化活動について、次の中から選んでください。
59件の回答



Q2. 学校の部活動、または地域のスポーツクラブ・文化クラブに参加させている場合、参加させる目的として、あなたの考えに近いものはどれですか。2つまで、選んでください。

51件の回答



保護者が子どもを放課後の活動へ参加させる目的として、小学校高学年保護者・中学校保護者ともに、「人間として成長し、自信を持てるようにさせたい」が第1位、「友達と楽しく活動させたい」が第2位と、同じ傾向の回答となりました。

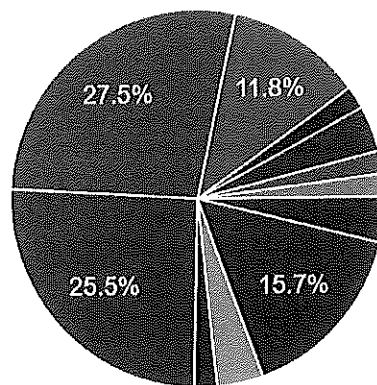
Q3. 現在、放課後に参加させている活動はどのようなものですか。(例：サッカー、水泳、書道)

51件の回答

- ・野球
- ・美術系や工作等作り物をする活動
- ・ピアノ
- ・吹奏楽
- ・創作部
- ・サッカー
- ・バスケットボール
- ・空手
- ・陸上競技
- ・ソフトテニス
- ・バレーボール
- ・ソロバン
- ・バドミントン
- ・書道

Q4. 現在、学校の部活動に参加している方にお聞きします。年間に参加している部活動の「部費」の年額はおいくらですか。当てはまる額を選択してください。

51件の回答



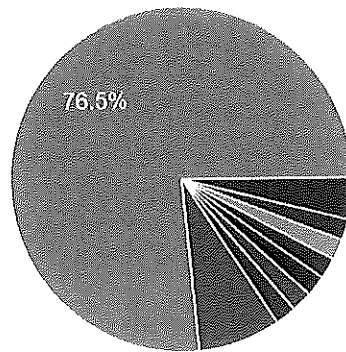
- ・ 2,000円以下
- ・ 4,000円以下
- ・ 6,000円以下
- ・ 8,000円以下
- ・ 10,000円以下
- ・ 15,000円以下
- ・ 20,000円以下
- ・ 25,000円以下
- ・ 30,000円以下
- ・ 35,000円以下
- ・ 40,000円以下
- ・ 40,000円以上
- ・ 部活動には参加していない

上位項目

- ・ 20,000円以下：27.5%
- ・ 15,000円以下：25.5%
- ・ 25,000円以下：11.8%

Q5. 現在、地域のスポーツクラブ・文化クラブに参加している方にお聞きします。年間に参加している活動の「月謝」の年額はおいくらですか。「負担金」「維持費」など名目がちがっても、定期的にかかる金額の年間の総額をお知らせください。(ユニフォーム購入など一時的にかかる費目を除きます)

12件の回答



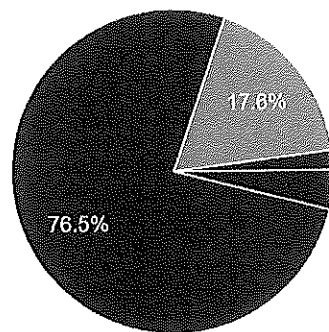
- ・2,000円以下
- ・4,000円以下
- ・6,000円以下
- ・8,000円以下
- ・10,000円以下
- ・15,000円以下
- ・20,000円以下
- ・25,000円以下
- ・30,000円以下
- ・35,000円以下
- ・40,000円以下
- ・40,000円以上
- ・参加していない

上位項目

- ・40,000円以上：41.6%
- ・2,000円以下：16%

Q6. 学校の部活動に参加させている方に聞きます。部活動の休養日（部活動が休みの日）について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んでください。

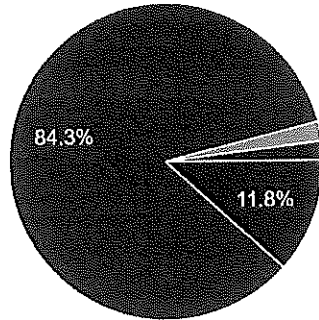
51件の回答



- ・今よりも休みが多い方がよい。
- ・今と同じでよい
- ・今よりも休みが少ない方がよい
- ・部活動には参加していない

Q7. 学校の部活動に参加させている人に聞きます。部活動の活動時間について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んでください。

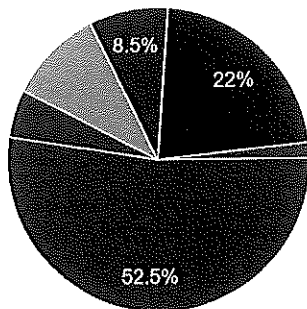
51件の回答



- ・今よりも活動時間が長い方がよい
- ・今と同じでよい
- ・今よりも活動時間が少ない方がよい
- ・部活動には参加していない

Q8. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、どのような活動があったら参加させたいですか。

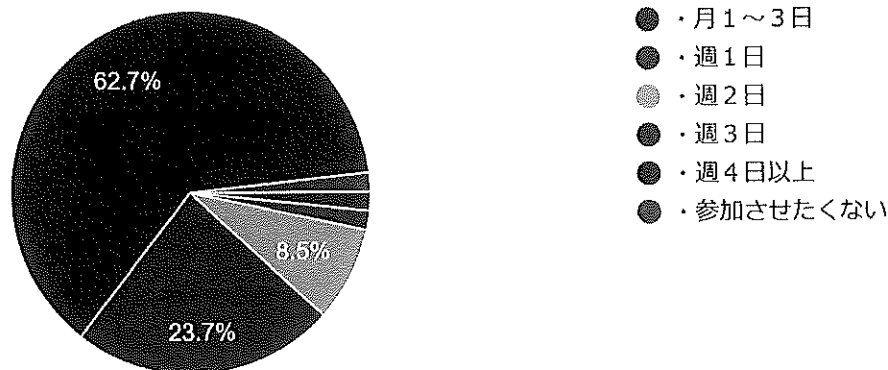
59件の回答



- ・今まで活動してきたスポーツ・文化活動と同じ活動
- ・スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動
- ・いろいろな種目を体験できる活動
- ・楽しむことを目的とした活動
- ・学校の部活動にはない種目を体験できる活動(例:茶道、ダンス、スノーボード等)
- ・参加させたくない

Q9. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、どの程度の日数で参加させたいですか。
あなたの考えに近いものを選んでください。

59 件の回答



部活動の休養日・活動時間について、今と同じでよいと考えている保護者が最も多いことがわかります。部活動が地域移行した際にも、現在の部活動と同じ活動・日数をイメージしている保護者が最も多いことがわかります。

Q10. 学校単位の部活が、地域単位の活動に移行した場合、許容できる費用感（年額）をお知らせください。

59 件の回答



- ・20,000 円以下：27.1%
- ・15,000 円以下：22%
- ・10,000 円以下：15.3%

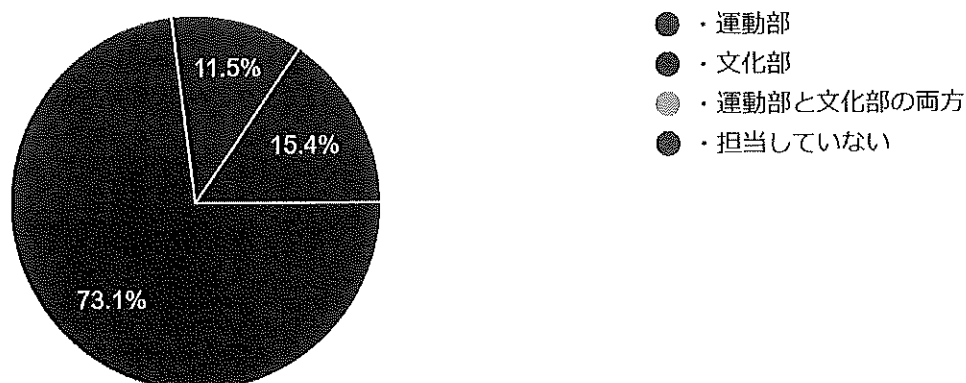
上位項目

部活動の地域移行に関するアンケート調査

- 1 実施期間 令和6年1月15日～1月31日
- 2 調査対象 中学校教職員
- 3 対象者数 60名
- 4 回答者数 52名
- 5 回答率 86.66%

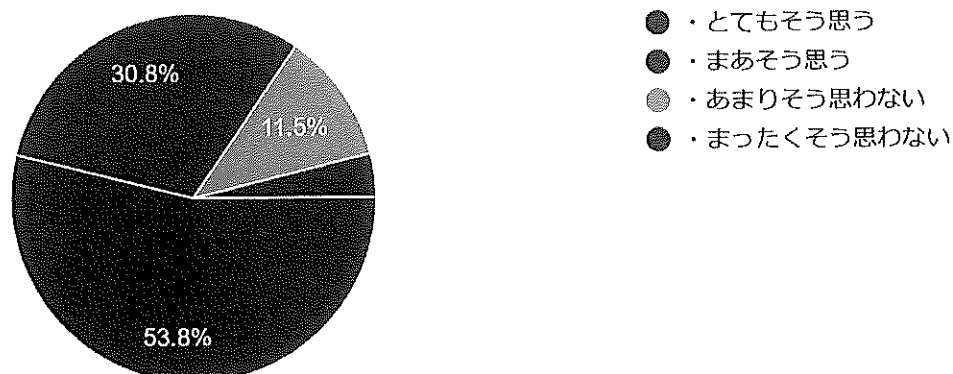
Q1. あなたが現在、担当（顧問）している部活動は何ですか。

52件の回答



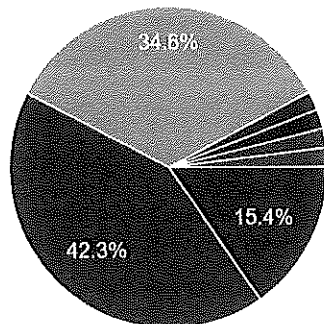
Q3. 部活動について、教員の働き方改革を進める上での問題（例：長時間労働の要因になっている等）が指摘されていますが、あなたは現在の部活動の在り方を変える必要があると思いますか。

52件の回答



Q5. 部活動が地域移行された場合、あなたの指導へのかかわりについて、どのように考えますか。
現在のお考えを教えてください。

52 件の回答



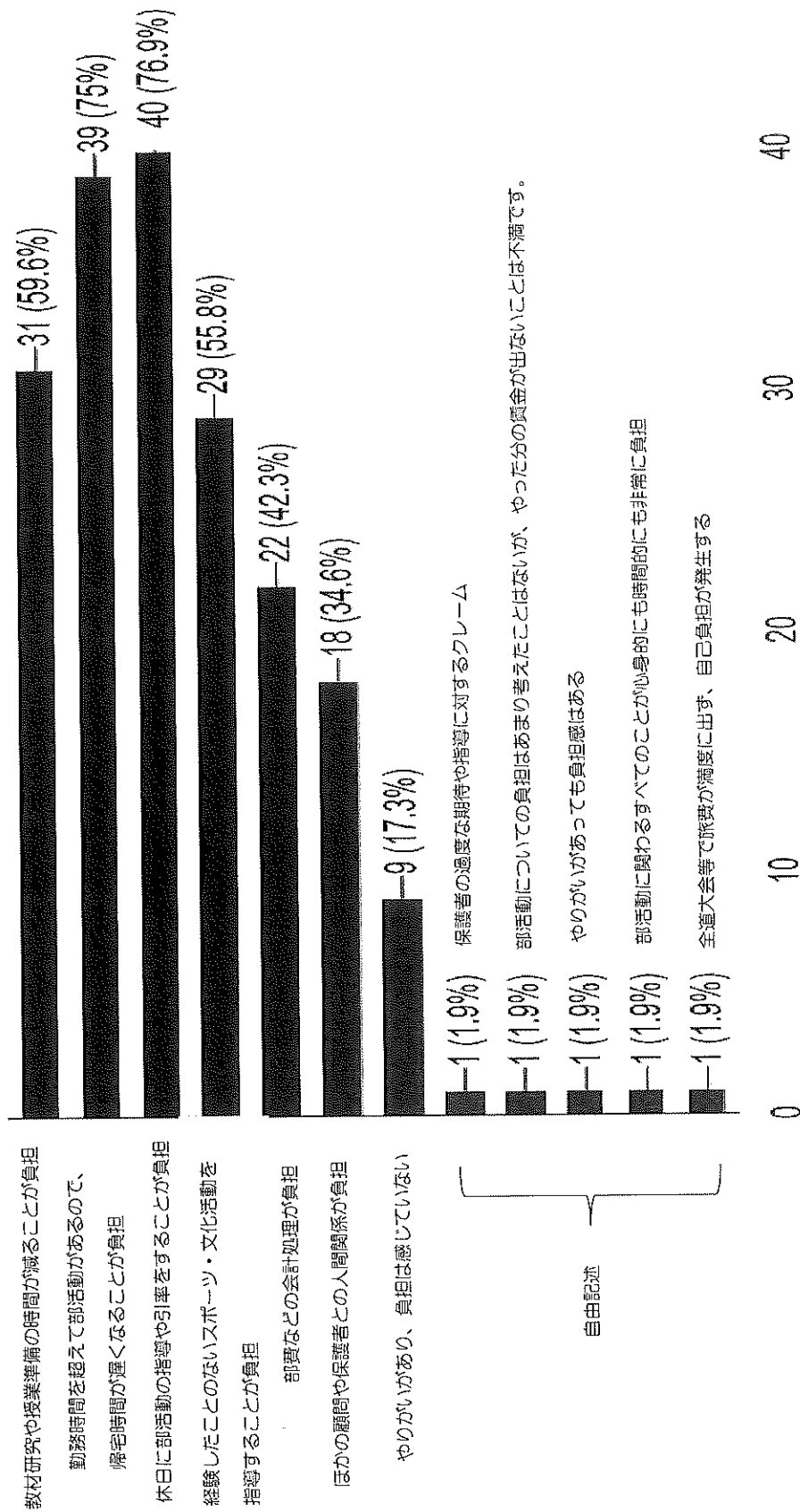
- ・兼職兼業の許可を得て、自分が指導に関わりたい
- ・兼職兼業を行うつもりはない
- ・兼職兼業を行うか、悩んでいる
- 先が見通せない中では、どちらとも言えません。
- 人員として必要であれば協力する考えはあるが、まずは本業である教員として...
- 指導ではなく、必要な部分は関わった...
-

Q3 では、84.6%の教職員が、働き方改革の面からなんらか部活動の在り方を変える必要があると考えています。Q2 では、負担感について3つ以上該当すると回答した教職員は65.3%、4つ以上該当すると回答した教職員は25.4%でした。

Q2 では、部活動の指導にやりがいがあり負担感を感じていない教職員が17.3%、Q5 では、自分が指導に関わりたいと回答した教職員が15.4%でした。

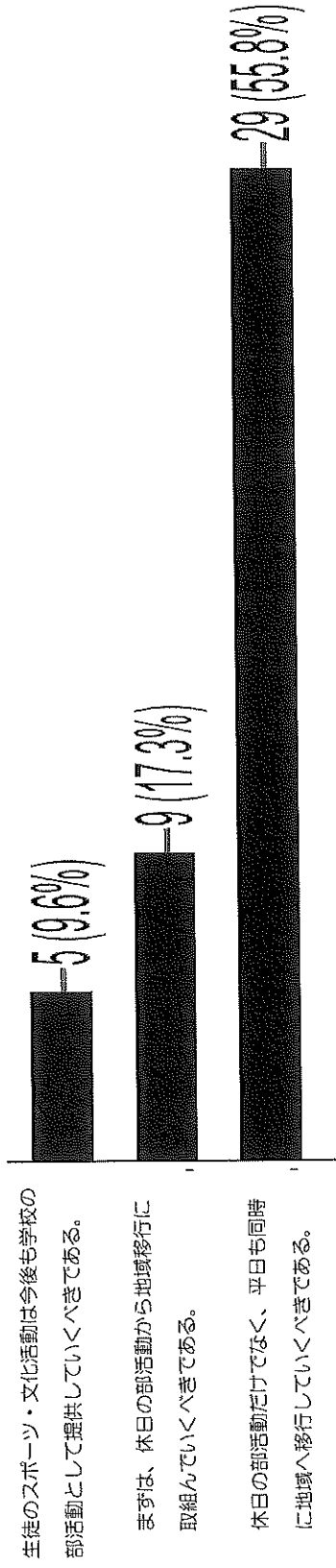
Q2. 現在や過去の部活動指導経験を通じてお聞きします。部活動の指導の負担について、あなたの考えに近いものを選んでください。

(複数回答可) (52件の回答)



Q4. 部活動の地域移行についてお聞きします。部活動の地域移行について、あなたの意見に近いものはどれですか。(複数回答可)

(52件の回答)



【自由記述】

- 今の流れとしては、地域移行は必要と考えるが、生徒の金銭的負担はあまり大きくならない方がいいと思う。また、平日の3時から指導にこれる地域の方などほとんどいないと考える。教職員が兼職兼業の許可を得ながら対応することが第一で、足りない場面を地域にお願いする事が望ましいと考える。
- 中途半端な移行には賛成しかねます。町単位での実施ではなく、大会運営や参加資格、引率者、その他全道・全国における諸々の条件等の整備がなされないと不都合や却って面倒が増えるように思います。
- 手当も出ず、勤務時間を日常的に超える原因になっている平日の部活動に対する取り組みを優先して行うべきである。冬休みも体育館割が平気で勤務時間外に設定されている状況は異常である。先生方の意識改革も必要だが、勤務時間に対して厳密に守っていく、時間外に行われる活動を全てでなくする必要があると思う。
- 負担を考えると全て地域移行していくべきかと考えますが、生徒指導や生徒の中学校生活の充実を考えると学校が部活動を提供すべきだと考えます。
- 教員と地域が上手く融和して行っていかないといいと思います。

- 部活のままか、地域移行は中途半端が一番だめだと思う。
- 地域移行への取り組みについては概ね賛成しているが、地域人材を見つけてられるのか、地域の指導者の待遇はどうかなどが決まっていかなないと進まないと思います。
- まずは休日から地域移行に取り組みたくないと思うが、練習の仕方が平日と休日で変わってしまうと子どもが混乱するので、平日休日共に移行することが望ましいと思う。
- 情勢を鑑み、地域人材の協力を得ることは大切だと思います。その中で、これまで学校部活動で指導してきた「挨拶、礼儀、謙虚さ、感謝の気持、克己心など」の部活動を通じて学んでほしいことを、学校教員と地域の方と連携して、子どもたちに伝え続けていきたいと考えます。
- 良し悪しがあり、どちらとも言えない。顧問にとって負担は大きいが、生徒指導の側面も多いと感じる。

追加日程第1

報告第36号

学校職員の処分の件（非公開）

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による学校職員への懲戒処分について、報告します。

令和8年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方公務員法（関係条文抜すい）

〔昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号〕

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものを使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 定年前再任用短時間勤務職員（第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。）が、条例年齢以上退職者となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第二十二条の四第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に第一項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。